

企画競争実施の公示

令和7年12月26日

観光庁 観光資源課長 矢吹 周平

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業に係る伴走支援調査業務
- (2) 業務内容 「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」の補助事業において、以下の3つの類型を設定しており、それぞれの間接補助事業者の伴走支援を通して調査を実施する。
- 「新創出型」
多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成、効果的な情報発信や販路開拓等に要する経費の一部を助成する事業
- 「品質向上型」
より高単価なインバウンド向けのオプショナルツアー等の造成に向け品質向上等に要する経費の一部を助成する事業
- 「分野特化型（ガストロノミー）」
地域の食資源を活用し、幅広い連携により、地域の食文化を体感できる質の高い観光コンテンツの造成、販路開拓等に要する経費の一部を助成する事業
- (3) 履行期限 令和8年3月31日（火）
※本業務に係る予算の翌年度への繰越を申請中であり、財務省から承認された場合は、履行期限を令和9年3月24日（水）に変更する予定。

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 國土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度國土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者、又は、申請をして受付された者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、國土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当課等

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
観光庁 観光地域振興部 観光資源課 稲村、伊藤
電子メールアドレス : hqt-tourism_banso@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年12月26日（金）から令和8年2月13日（金）まで。
説明書の交付を希望する場合は、(1)の担当まで電子メールにて連絡を行うこと。
注：電子メールの件名の冒頭に、必ず「【企画競争説明書交付】」と付記してください。書面による説明書の直接交付は行いません。

(3) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限

電子メールに限る。(1)に同じ。
令和8年2月16日（月） 17時00分必着

(4) 説明会実施の有無、日時及び場所

日時：令和8年1月9日（金） 13時30分～

実施形態：オンライン

参加希望者は、実施日の前日17:00までに(1)のメールアドレスに「会社名」、「担当者名」、「電話番号」を連絡すること。

注：電子メールの件名の冒頭に、必ず「【説明会参加希望】」と付記すること。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じてヒアリングを実施する。

4. その他

- (1) 手書きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ①特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ②企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は説明書による。

以上